

明治初期の小学校
—愛知郡中宿村の彰考学校をめぐって—

門脇 正人

愛荘町歴史研究 第2号 別刷
愛荘町教育委員会 文化振興課
2009年2月

明治初期の小学校

— 愛知郡中宿村の彰考学校をめぐって —

門 脇 正 人

はじめに

明治四年（一八七一）、明治政府は文部省を設置し、欧米の近代学校制度を模範とした教育制度の整備をすすめた。明治五年八月、太政官布告をもって「必ず邑に不学の戸なく、家に不学の人なからしめん事を期す」と宣言し、翌日、わが国最初の総合的な教育法規である「学制」が発布された。

江戸時代の身分制に基づく学校組織を改め、藩校などの武家の学校と寺子屋などの庶民の学校の二系統を廃止し、全国民を対象に必ず学ぶべきものとして定めた。

「学制」では全国を八大学区に分け（翌六年七大学区に改定）、各大学区を三十二の中学区に、各中学区を二百十の小学区に区分し、大・中・小各学区にはそれぞれ大学・中学・小学（校）を設立するとした。

文部省は「学制」実施に当たり小学校を優先した。各大学区におかれるはずの大学は実現しなかったし、規定通りの公立中学校は明治八年で十一校にすぎなかった。ただし、小学校はこの年、約二万四千五百校に達した。実際には計画の五万三千七百六十の小学校は建たなかったが、「学制」が新しい小学校を創設するときの重要な目安となったことは確かである。

また、小学校の設立運営の経費は、民費負担が原則であり、学区内集金と寄附金などによったため、各地区の住民に多くの経済的な負担をかけることとなった。

「中宿の歴史を知る会」¹⁾では、明治時代に焦点をあてて史料の解説などを行っている。本稿では、主に「中宿自治会文書」を引用しながら明治初期の小学校の設立、特に中宿村の彰考学校について取り上げてみた。

中宿村・沓掛村の彰考学校

旧愛知川町域では、明治六年から八年にかけて次の学校が設立された²⁾。

豊野学校（豊満・南野々目）

松柏学校（市・矢守）

奨業学校（東円堂・苅間・平居・畑田）

川久保学校（川久保）

精知学校（石橋）

彰考学校（中宿・沓掛）

愛敬学校（愛知川）

易風学校（長野・大門・川原）
山川原学校（山川原）

（なお、矢守と南野々目は旧秦莊町域）

中宿村と沓掛村の彰考学校については、明治八年八月中宿、沓掛の戸長・第十区の区長らが滋賀県権令あてに出した「小學校設立方法申上書」^⑤に詳しい。

それによると、学校設立の経費は中宿村と沓掛村の二ヶ村百四十五戸を上中下に分けて集金する方法がとられた。上は一年に二円二十五銭、中は一円五十銭、下は五十銭であった。あとは寄付金を募るとされている。

また、位置は中宿村の蓮泉寺台所、教員として二名の僧侶を当て、生徒数は七十四名（男子四十三名、女子三十一名）であった。



写真1「記」(明治9年10月)
(中宿自治会文書A-322)

それに対し、県は開校を認めている。

この「申上書」の内容・様式は県が出した次の「立校方法概略」^⑥に準拠していると思われる。

（一部抜粋）

- 一、學校入費備へ方ハ戸別割ニシテ一戸一ヶ年ニ何程宛出金ト定メ尤モ上中下ニ分チ貧富ニ應シテ相當ニ割賦シ極貧窮ノ者除之等ノ方法取設候事
- 一、教授者ハ相應ノ人物相撰ミ其區總戸長ヨリ申出候へハ一應試験ノ上可差許時宜ニヨリ縣廳ヨリ差向ケ候儀モ可有之事
- 一、場所ハ新タニ建立候へハ此ノ上モナキ儀ニ候得共入費相懸リ迷惑ニ可有之依テ當分ノ所相應ノ家屋敷借入候乎又ハ寺院借入候乎何レニテモ不苦候事
- 一、立校願出候節ハ其區内ノ繪圖面並戸數人口學校入費備へ方ノ方法相添へ區内各町村戸長連印總戸長奥印シテ可申立事

なお、明治九年十月の「記」(写真1)によれば経費を沓掛六、中宿四の割合で負担している。

記

一金三百四拾壹圓 明治八年八月十五日より
五拾四錢五厘 同 九年(九月カ)三十日、
學校諸入費宗高

内詳分割

一金百三拾六圓	中宿村
六拾壹錢八厘	高四分割
一金貳百四圓	沓掛村
九十式錢七厘	高六分割

右之通分割賦候也

九年十月一日

彰考学校

取締 印

中宿村

正副戸長御中

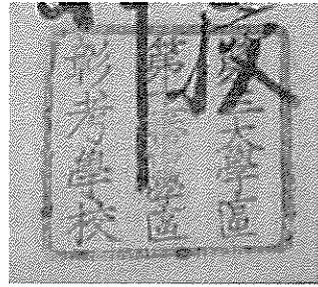


写真2 「第三大學區第十一番
中学區彰考學校」の印

彰考学校取締には印が押してあるが、それには「第三大學區
第十一番中學區彰考學校」とある(写真2)。

校舎新築の協議

彰考学校は中宿の蓮泉寺を仮場所としていたが、明治十年春
になって新築の協議がはじまった。新築場所をめぐって中宿と
沓掛は意見が合わず、ついに十一年九月分離、中宿は愛知川と
連校することとなった。

このあたりの状況を、「学校之義ニ付御願書」(第一号〜三号
の関連文書を含む)⑤に従って見てみたい。

その前に、関連する村の位置を示した図(37頁)をご覧頂
きたい。中山道が中央を通り、宇曾川の歌詰橋から愛知川の御幸
橋までの地図である。北から石橋・沓掛・中宿・愛知川で、A
は建設予定地(福山学校)、Bは現愛知川小学校、Cは彰考学
校(蓮泉寺)、Dは愛敬学校(寶満寺)である。

さて、中宿と沓掛が建設の協議中に石橋からも「連校」の希
望があった。三村で敷地の協議をすることになったが、沓掛が
建築場所を石橋寄りに「一了簡ヲ以」って決めた後、中宿に伝
えてきた。

中宿は「場換」を申し出るが、聞き入れられない。市村から
も「連校」の申し込みがあったので沓掛へ相談するが、合併は
承知するが、「場換」は承知しない。市村において新築しては
といっても沓掛は承知せず、独立で学校を建て合併も破棄する
との返答があり、中宿は当惑する。中宿は小さな村なので単独
で学校は建てられない。そこで、愛知川に相談するが先方も希
望しているということで、沓掛に分離を通知する。なぜか石橋
も分離を決心し、新築を考える。

ところが、沓掛は「中宿村から不平が出て新築が妨げられた」
と県に「上願」した。

九月六日、中宿村の正副区長が県に呼ばれ、「説論」される。
その後、埴村し沓掛・石橋とも協議し三ヶ村が合併し(福山村)、
学校も福山学校と称して新設に取り掛かることになった。

ところが、沓掛が「又候」主張を変えず、中宿は十二月十一
日付で県にそのことを報告した(第壹号)。愛知川より連校新築
の相談があり、沓掛と相談するが「今更場替致候テハ元持主ヨ
リ苦情」が来るのではと埒あかず、十二月十八日にも県に呼ば
れ、場所は県に任せるように言われ、三村は「御受書」(第貳
号)を出す。県からは「速やかに建築着手」するようにとの達
し(第三号)が来る。

しかし、沓掛は場所を変えないことを中宿に伝えに来、決裂
する。中宿としては、他村との「連校」を許して欲しいと願
い出ている。

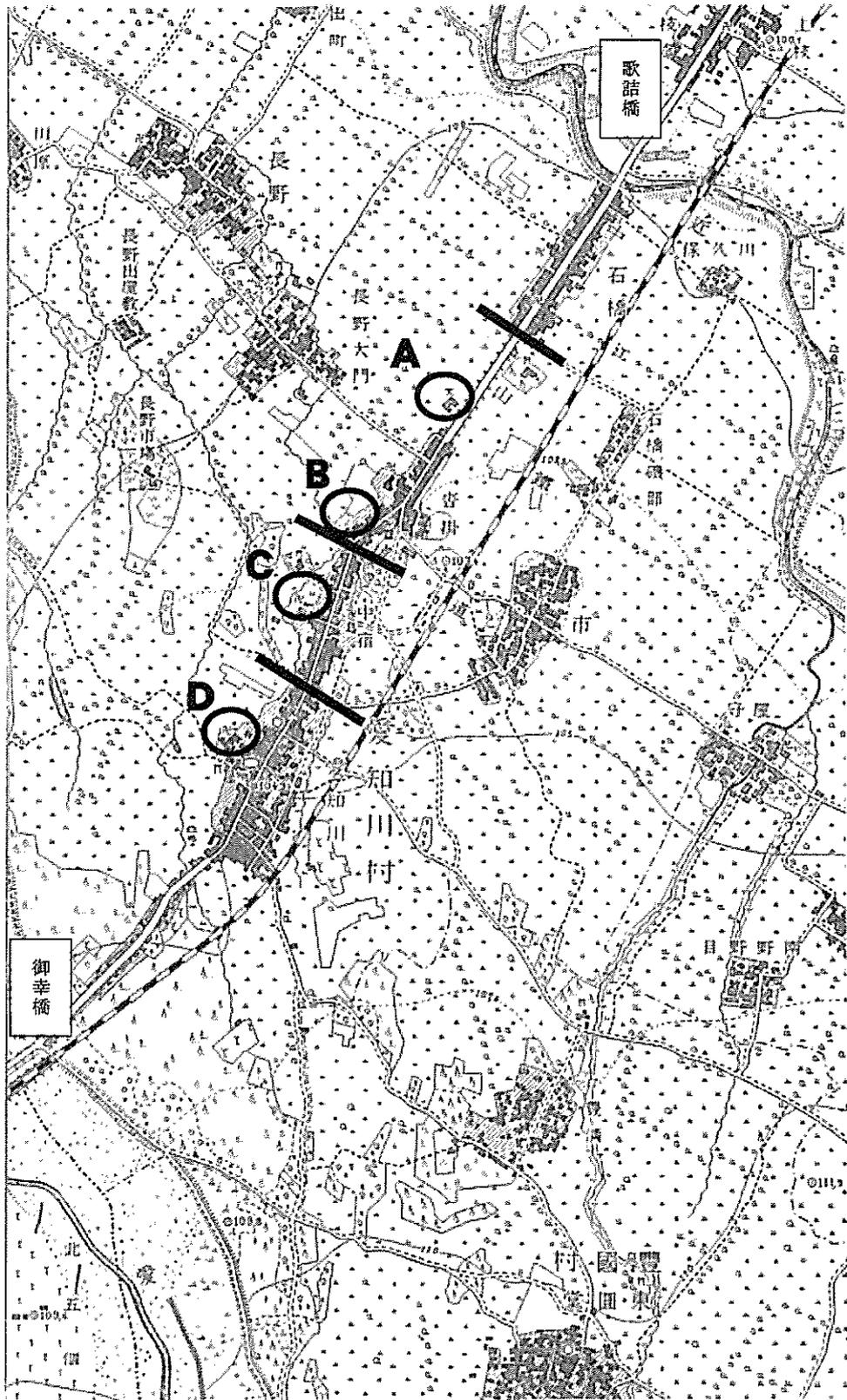


図 明治26年陸地測量部の測量した図
 Aは建設予定地（福山学校 のち愛知川尋常高等小学校）、Bは現愛知川小学校（明治42年にAより移る）、
 Cは彰考学校（蓮泉寺）、Dは愛敬学校（寶満寺）

以上が「学校之義ニ付御願書」および第一〜三号の内容である。もちろん中宿側の史料ではあるが、大方の事は推察できる。なお、石橋が「新築」を考えていたことや、石橋・中宿・沓掛の「福山村」計画などは「石部神社文書」にも残されていてその傍証になっている。ただ、沓掛が「上願」した文書は未確認である。

この後十一年九月に分離をするのだが、その間の史料が中宿には見当たらない。沓掛に「学校建築上申書」があるが、それを見ると少し事情が分かる。

学校建築上申書

(沓掛区有文書23)

一當福山學校建築之義追て遷延ニ及ヒ無申訳然ルニ各村協議之上本年九月三十日迄無相違建築可仕候ニ確定候ニ付依之別紙繪図面相添此段上申仕候也

明治十一年戊寅第六月廿日

これによれば、六月の時点でも三村による「連校」が模索されていたようであり、九月三十日がリミットであったようである。

学校分離と愛敬学校への通学

明治十一年九月に分離について願書が出される。

学校分離御願書

(中宿自治会文書A-287)

愛知郡第十區中宿村沓掛村學校建築ノ義ニ付而ハ昨十年以來再三ノ紛議ヲ生シ何分居合不相成之カ為メ建築入費出金ニモ差支到底苦情難止ニ付此末ハ断然分離右場所ノ外カニ而最寄近村ノ

内へ連校仕度此段奉願候以上

愛知郡第十區中宿村

明治十一年九月

村総代 高田吉平

副戸長 田中原治

戸長 宮川彦一郎

滋賀縣令筆手田安定殿

また、三村(沓掛・中宿・石橋)からも連名で「聯校之處分離願書」が出される。

結局、中宿は愛知川と「連校」することとなり、愛知川の寶満寺にあった愛敬学校へ通学する。一方、沓掛と石橋は「連校」し、福山学校が開校した。

愛知川と中宿の「愛敬学校連合約定書」(写真3)によれば、「聯合ノ趣旨ハ教育ノ盛行ト民費節儉ノ両体ヲ主トスルモノトス」とされている。また、「愛敬学校建築その他修繕等は愛知川が出す、中宿は一年に金百八円五拾銭を教育費として収める」ことがきめられていた。

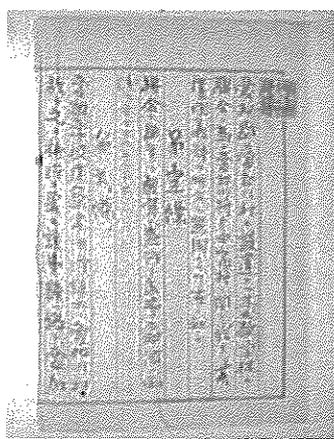


写真3 「愛敬学校連合約定書」

彰考学校の廃止時期などについては、『近江愛智郡志』には「(十一年)十月松柏学校を廢して矢守村は島川村に合併し市村は石橋沓掛と合して福山学校を創設し、中宿村は愛智川村と合して愛敬学校に通学することとなり、精智・彰考の二校は廢止

さる」とある。

また、『愛知川小学校沿革史』(注^③)には、「明治十一年八月ヨリ廃校中宿ハ愛敬学校ニ沓掛ハ福山学校ニ合併ス」とある。諸事情が絡んでいて微妙であるが、現代の感覚で時期を考えるのは難しいかも知れない。

なお、松柏学校の廃止も十月であるかは疑問で、市村が福山学校に合するのは少し後のことと考えられる。

おわりに

彰考学校について、明治八年の創設から十一年の廃校までの歴史を追ってみた。そこから明治初期における教育の状況が少し見えてきた。また、小学校建設にかける人々の熱い思いや多くの苦勞も読みとることができた。

明治十一年四月十四日改正の「川脇神社及末社 祭典甲規則書」(中宿自治会文書A-26-1)の第二項に「祭礼及客受等成文節儉ヲ守リ學校費ニ相用可申事」と書かれている。学校建設問題は、小さな村である中宿挙げての大事業であった。それが神社の規則にまで反映しているわけである。

その後の教育は時代に翻弄されてきたが、現在の教育の憂うべき状況をみると、その原点を見つめるのも大切なことだと思われる。

ところで、沓掛と中宿の確執の本当の原因は何だったのだろうか。それぞれの言い分は「学校之義ニ付御願書」に書かれているが、それ以上は判らない。子供たちの通学距離の問題なのか、校舎新築の負担金なのか。それぞれの村の思惑など、不透明な部分も多い。

関連する各村の資料をつきあわせ資料精査(批判)をしなが

ら、これらに迫っていくことが今後の課題である。特に愛知川村、市村の史料を見ることが出来ればと思う。

国がつくった法律や施策を並べた歴史ではなく、地域からの視点で逆照射してゆくことが地方史の役割であろう。今後ともより多くの史料の発掘が望まれる。

また、「学校之義ニ付御願書」の中で三村が合併して「福山村」をつくる話がでてくるが(注^④)、十一年十月には、「三ヶ村合併之義御取消ニヶ村更ニ合併願書」が出される。これは「諸事留書」(中宿自治会文書)の「聯校之處分願書」(注^⑤)の次に「写し」として残っている。そこには中宿は「當村調印不為」とあるが、「沓掛文書23」には、石橋、沓掛二村での願書が残っている。文面には出てこないが、この合村問題は学校の合併に絡んでいることは明らかである。本稿では詳しいことは省略した。

一般に明治初期の合分村問題は地租改正に関連する場合が多いが、これらの問題については別稿としたい。

(注)

①「企画展「町並みと信仰」を開催して」中宿の歴史を知る会」活動報告
「愛知町歴史研究 第一号」(愛知町教育委員会 二〇〇八年二月)

② 各学校の設立年月については『滋賀県市町村沿革史(第三卷)』の「愛知川町の小・中学校の変遷」に載っている。それによれば、豊野学校、奨業学校以外の七校は明治六年十月となっているが、いっせいに設立したとは考えにくい。(豊野学校は記載がなく、奨業学校は八年十一月となっている)

『市村地誌』『中宿村地誌』『沓掛村地誌』『愛知川村地誌』『長野村地誌』『河原村地誌』(明治十三年頃)による各学校の創立年と建設地は次の通り

である。

松柏学校 八年十月 市村

彰考学校 八年八月 中宿村

愛敬学校 六年八月 愛知川村「豊満厳全ノ私有宅」

易風学校 八年十一月 長野村

補足に山川原学校は八年五月とある。

また、『会誌 創立百周年記念 1975.11.1』(一九七六年一月 豊国小学校同窓会)によると、奨業学校は八年十一月、東円堂村に建設とある。

「精知学校学事統計表」(石部甚一郎家文書)によれば、九年一月に精知学校が設立されたとある。『愛知川小学校沿革史』(明治24年)には、やや違った年月の記載(一部加筆)があり、創設時期についてはなお精査が必要である。

③ 「小學校設立方法申上書」(中宿自治会文書 A-98) 史料I(後記)

参照。この「申上書」は、県の印もあるので正式文書と考えられるが、どの段階で訂正されたか不明である。一年を十二月と考えば給料は百二十円になるが、書き直した後の計算は合わない。また、営繕費等も月四円十六銭六厘の間違いだらうか。

④ 「立校方法概略」 明治六年二月八日滋賀県令松田道之が出した。(『近江教育』第三二六号〈学制頒布五十年記念号〉滋賀県教育会一九二二)

⑤ 明治六年、県は学区を定め、四中学区七百四十七小学区とした。ちなみに、第九番中学区は高島・滋賀・栗太三郡、第十番は甲賀・野洲・蒲生、第十一番は、神崎・愛知・犬上、第十二番は、坂田・浅井・伊香であった。彦根を含む第十一番中学区は百七十四の小学区に分けられた。九年八月には後に中学校になる「第三大学区第十一番彦根学校」が開校した。『彦根東高百二十年史』(一九九六年五月)

⑥ 「学校之義ニ付御願書」(中宿自治会文書A-35) 史料II(後記) 参照

この文書は、最後の日付が明治十一年とだけあり、少し不自然であるが、同じものが「菱沢家文書13-6」として残っているので、少なくとも当時

の学区取締(菱沢孫右衛門氏)まではいっていると考えられる。県までいっているかの確認は出来ない。

なお、第二号の関連文書の日付は「明治十年十二月廿七日」の誤りである。文意からも明らかであるが、「菱沢家文書」でもそうなっている。

⑦ 石橋が「新築」を考えていたことは、「石部神社文書275」からもうかがえる。その中には沓掛・中宿から「聯区」が持ちかけられたように書かれているが、それは九月六日以降のことかと考えられなくもない。また、石橋・中宿・沓掛の三ヶ村が合併して「福山村」になることについても次の「三ヶ村合併願書」(「石部神社文書B-1」)が残っている。

愛知郡第九區石橋村

同郡 第拾區中宿村

沓掛村

右三ヶ村之儀ハ連続ニ相成田地用水路モ便宜ニ付合併仕候ハ村費モ省減ニ相成可申候ニ付往々双方便宜ニ相成候間三ヶ村集議仕候処無覆祓調儀仕候間自今合併仕度奉願候願之通御許可被成下候而御差聞ニ不相成候ハ、村名之儀者福山村与改稱仕度奉願候依之三ヶ村連署ヲ以此段奉願候以上

右石橋村村総代 田中清右エ門

副戸長 石部利右エ門

右中宿村村総代 高田吉平

副戸長 田中源治

戸長 宮川彦市郎

右沓掛村村総代 三浦弥三

副戸長 須田五良平

戸長 河村四良右エ門

明治十年九月

滋賀県権令 籠手田安定殿

前書之通ニ付與印仕候以上

右區長 藤野治良右エ門
右區長 渡辺四良平

⑧ この文書の後は次のようになってゐる。

愛知郡第九区石橋村

副戸長 石部利右衛門 印

戸長 吉岡甚五郎 印

同郡第拾区中宿村

副戸長 田中源治

戸長 宮川彦一郎

同郡同区沓掛村

副区長 河村善七 印

戸長 河村四郎右衛門 印

学区取締

菱澤孫右衛門殿

但し中宿村正副他行中ニ付残判ニ委居石橋沓掛ニヶ村共調印致し十区戸長
渡邊氏へ出願菱沢氏へ差出し貫候也

右同断書付正副式冊縣令名當相纏メ候ニ五日相改取締江差出申候也

「菱沢家文書13-17」に同じ文書があるが、それには田中源治の判が押してある。

⑨ 「諸事留書」(中宿自治会文書A-61)。史料Ⅲ(後記)参照。

同じ文書が「沓掛文書」にあるが、史料Ⅲの中の「革」は「沓掛文書23」では「上申」とあるので写し間違えたと考えられる。

⑩ 「愛敬学校連合約定書」(中宿自治会文書A-355-7)史料Ⅳ(後記)参照。

分担金は「百八円五十銭」であるが、「百拾老円」の「拾老円」の上に

「八円五十銭」の訂正紙が貼られている。

⑪ 「第三大学区滋賀県管内公学校表」によれば、明治十六年までは松柏学校の統計は掲載されており十七年度には掲載されていない。統計の基準月日が不明なので詳しくは判らないが、このあたりまではあったのではと推測できる。

〔補定史料〕

史料Ⅰ(中宿自治会文書 注③)

小學校設立方法申上書

一金百五拾四円七拾五銭 村々集金

但沓懸村中宿村合式ヶ村戸数百四拾五戸此戸別上中下三等ニ課シ老ヶ年ニ

付上戸金二圓二拾五銭中戸金老円五拾銭下等金五十銭

以上納

百廿圓

一金七拾貳圓 教員二人

老年給料

但シ老人ニ付老ヶ月金五圓宛

一金四拾五圓 書籍器械買費

但シ老ヶ月金三圓七拾五銭宛

一金五拾圓 管繕并備家賃筆墨紙薪炭油茶等老ヶ年諸費

但シ老ヶ月金四(圓カ)拾六銭六厘宛積リ

以上出

二百五圓

計金苗木拾七圓

出納計算

五十三圓五十五銭

金拾一圓貳拾五銭 不足ニ付近日規則相立償却之積リ

一學校位置

愛知郡第拾區中宿村蓮泉禪寺臺所

一教員履歷

滋賀縣下僧侶

近江國愛知郡第拾區沓懸村

野田智城

当八月廿七年三ヶ月

滋賀縣下神寄郡第二區種村岡寄三達江從ヒ安政三年一月より安政五年

十二月迄都合三ヶ年道學修業

滋賀縣下僧侶

近江國愛知郡第拾區中宿村

佐々木法幢

当八月廿二年二ヶ月

滋賀縣下神寄郡第二區種村岡寄三達江從ヒ明治元年一月より明治四年

十二月迄都合四ヶ年道學修業

一生徒員數

七拾四人

内 男四拾三人

女三拾壹人

右ノ通方法有之建校仕度尤篤志金之義ハ追々可申上候此段連印ヲ以奉願上

候以上

愛知郡第拾區中宿村

惣代 大橋善五郎

副戸長 田中源治

戸長 宮川彦一郎

右同郡同區沓懸村

惣代 渡邊四郎助

明治八年八月

副戸長 河村小平
戸長 河村喜右衛門

副區長

辰己藤七

區長

渡邊四郎平

滋賀縣權令筆手田安定殿

(以下朱書)

神妙之事ニ付其筋江伺之上可及開校候事

但シ教員ハ可及試験候條来ル九月九日午前第八時出廳可為致其砌試驗願出及

校名之儀者再ヒ届出ノ事

明治八年

八月廿五日

滋賀

縣

學校之義ニ付御願書

愛知郡第十區中宿村沓掛村岡村學校之義ハ從前中宿村蓮泉寺ニ於テ假場所取
設施行罷在候処昨十年春以來新築可仕ト兩村協議致居候中同郡第九區石橋村
ヨリモ連校可致ト希望有之便利至極ト存シ總方盟約取結學校敷地ノ義ハ何方
ニ可致哉ト評議中未決ノ折柄沓掛村境内畑地ニテ石橋寄ヘ沓掛村一了簡ヲ以
取極候後中宿村ヘ通知有之ニ付其趣村中之者ヘ披露致候処總方未承服ノ義ニ
モ無之ニ付今一度研究之上納得至當之地ヘ場換致度旨中宿村ヨリ再三及頼談
候得共更ニ聽入無之如何可致ト當惑罷在候折柄隣村愛知郡第八區市村ヨリ連
校致度趣申来リ候ニ付直ニ沓掛村ヘ及頼談候処合併ノ義ハ承知可致候得共場
換ノ義ハ不承知被申候ニ付不得止市村ニ於テ新築ニ被取掛無是非次第ニ付押
テ場換ノ義及懇談候処決定之場所不承知ニ候ハ、沓掛村ニ於テ獨立ノ新築可
致ニ付該村分離可被成トノ返答実ニ當惑仕中宿村之義ハ小村素ヨリ獨立可致
力ヲ無御座無余義隣村愛知川村ヘ連校之相談相運候処先方ニ於テモ希望之折
柄双方暗合致候ニ付沓掛村方ヘ分離可仕旨及通知候処如何ノ訳ケ哉石橋村ニ

史料II

(中宿自治会文書 注⑥・⑦)

於テモ分離決心之趣ニテ同村社地ニテ新築ノ企テ有之夫是致居候中ヲ沓掛村ヨリ上願ノ旨趣ハ中宿村ヨリ不平申出新築相妨候杯ト不存寄件々種々上申ニ被及候趣既ニ昨年九月六日中宿村正副戸長御召出ノ上種々蒙御説諭詰リ第宅号書付之通溜所ニ於テ兩村協議之末更ニ場所改正約定仕其段御請書奉差上帰村ノ上早速石橋村へ如原連校之義而村ヨリ及相談候処是亦承知被致加之三ヶ村合併迄相整村名モ福山村ト改称仕度校名モ福山学校ト唱度段三ヶ村連署ヲ以願書奉差上統而建築ニ取掛リ可申ト勵精罷在候処豈圖ンヤ沓掛村ヨリ又候改正ノ場所違変主張シ最前勝手ニ取極候畑地ニ於テ建築可致ト申募案外之義ヨリ故障如原ニ相成夫カタメ普請モ不計及延引候ニ付不得止昨十年十二月十一日付ヲ以中宿村ヨリ第宅号ノ書付奉差上候然ルニ其頃愛知川村ヨリ連校新築之相談有之候間幸之事ト存再度沓掛村へ相運及相談候得共矢張勝手ニ取立候場所へ被出向候ハ、連校可致無左候ハ、被談トノ主張ニ當惑仕不計等閑ニ打過罷在候沓掛村ニ右様強情被申候ハ其実右畑地買求之御持主ノ者へ厭制ヲ以被買入候由ニ付今更場換致候テハ元持主ヨリ苦情差起趣依而主張ノ由甚外村之迷惑ニ御座候然ル処昨十二月十八日中宿村正副戸長御召出ニ御座候処建築場所ノ義ハ御座候へ任セ可申上候様蒙御説諭候処代人ノ義ニ付即時御請致兼候処廿七日迄御猶豫被下候ニ付則第二号之通先般被取定之地所ヲ相除キ更ニ御指揮ニ可奉任ノ御請書則三ヶ村連署ヲ以奉差上候処同廿八日第三号ノ御達書到來ノ処區長渡辺四郎平及其外立會ヲ以矢張り最前故障ノ地ヲ採用十二月三十一日場所相定申候尤其砌中宿村正副戸長共他出ニ付帰村迄猶豫相願候得共承知無之書面ノ次第二御座候右者最初沓掛村一了箇ヲ以場所被取極候ヨリ故障ヲ生シ終ニ連村被解ニ至リ然ルニ沓掛村ヨリ無謂被及出訴甚承服不仕候得共隣村ノ義何分睦間敷相渡り度別而学校盛大ニ為立至度存心ヨリ場所改約和熟連村合併迄相整候処前書ノ次第二而沓掛村主張ノ場所ニ位置ヲ相据へ候テハ近村連校盛大之望ヲ失ヒ是カ為ニ人氣和合不仕其後モ段々村中へ説諭仕候得共書面ノ苦情難止然ル内追々建築之際ニ至リ入費出金等及ヒ相統共苦情相見へ困却仕候間特別ノ御詮議ヲ以中宿村ノ義何卒外近村ノ内へ連校御差許被成下度此段奉懇願候以上

明治十一年

愛知郡第十區中宿村

村総代 高田吉平

副戸長 田中原治

戸長 宮川彦一郎

滋賀縣令龍手田安定殿

(第宅号)

小學校新築場所沓掛村勝手ニ被取定候ヨリ故障ヲ生シ去九月六日御召出シ奉蒙御説諭溜所ニ於テ兩村協議ノ末場所更ニ相改約定仕 則沓掛村北ノ入口人家統キ字桑原田地ノ内 且石橋村へ如元連校ノ相談申運度其外事情言上仕御請書奉差上帰村ノ後早速石橋村へ及協議候処右更ニ約定ノ場所ニテ無服臆調談仕加之連村合併迄相整先般是又上申仕置候引統新築ニ着手可仕ノ処沓掛村ヨリ再度違変前勝手ニ取定候場所へ新築可致旨主張被致調談瓦解故障再発今以着手不相成何共恐縮之至ニ奉存候前書調談之後ハ愛知川ヨリモ連校ノ相談モ有之其外近村ヨリモ同様有之御座候ヲ以学校盛大ニモ可至ト推思罷在候処沓掛村ニ我意而已主張公平温和ノ示談難相成石橋村取込モ有之候得共相整不申残念至極ニ奉存候何分奉蒙御配慮度示来ノ事情上申且奉懇願候以上

愛知郡第十區中宿村

戸長宮川彦一郎他行ニ付

副戸長 田中原治

村総代 高田吉平

明治十年十二月十一日

第五課 御中

(第貳号)

御受書

石橋村

郡区同 沓掛村

中宿村

右三ヶ村学校建築地所彼是紛議ヲ醸シ候就而ハ先般取設之地所相除キ更ニ可任御指揮ノ旨被仰渡承諾仕依之一紙連署ヲ以御請書奉差上候也

石橋村 村總代 久保川儀三郎

副區長 石部利右衛門

戸長 吉岡甚五郎

沓掛村 村總代 川村宇平

(十九)
明治十一年十二月廿七日

副戸長 須田五郎平

中宿村 村總代 宮川市藏

副戸長代理 田中武平

戸長 宮川彦一郎

滋賀縣權令龜手田安定殿

前書ノ通ニ付與印仕候也

區長 藤野次郎右衛門

同 渡辺四郎平

学区取締 菱澤孫右衛門

(第三号)

其学区元彰考学校新築ニ付テハ曾テ落成日限相定メ請書差出候末建築位置ノ義ニ付夫是紛議ヲ發シ着手遅延致シ候ニ付去ル九月召喚説諭ニ及候次第モ有之候処其後再紛議ヲ醸シ候趣ニモ相聞ヘ不都合ニ候条尚去ル十八日召喚位置指示及置候処昨廿七日請書差出候ニ付テハ速ニ建築着手ニ及更ニ落成日限豫定可申出旨無相違候也

明治十年十二月廿八日 滋賀縣第五課

愛知郡沓掛村中宿村

戸長

追而本條之趣石橋村ヘハ其村ヨリ通知協議可及此段申渡候也

史料Ⅲ (中宿自治会文書 注⑨)

聯校之處分離願書

愛知郡第拾區 沓掛村

同郡 同區 中宿村

同郡 第九區 石橋村

當福山學校建築ニ付落成之義者本月以期限トシ既ニ革仕置候ニ付即今着手之際ニ至リ候處中宿村ニ於而ハ不氣合之廉有之到底葛藤之為ニ着手ニ至リ兼此俟時日ヲ遷延致シ居候而ハ上申之趣意モ不相立且落成之期ヲ外シ重々不体載之至ニ付双方協議之末中宿村之義ハ分離仕度仍之三ヶ村連署ヲ以此段奉願上候也

右村副戸長

石部利右エ門

戸長 吉岡甚五平

右中宿村

副戸長 田中源治

戸長 宮川彦一郎

明治十一年九月 右沓掛村

副戸長 河村善七

戸長 河村彦右エ門

滋賀縣令龜手田安定殿

前書之通ニ付與印仕候也

學區取締 菱澤孫右エ門

右同郡第九區

區長 藤野治良右(エ)門

同 第拾區

區長 渡辺四良助

副區長辰己藤七

史料IV (中宿自治会文書 注⑩)

「愛敬学校聯合約定書

愛知川村

中宿村」

印紙(一銭)

愛知郡愛知川村ニ設置スル愛敬学校ニ聯合ノ為メ愛知川村与中宿村ノ間ニ於テ其權利義務ヲ明分シ盟約スル事左ノ如シ

第壹條

聯合ノ趣旨ハ教育ノ盛行ト民費節儉ノ両体ヲ主トスルモノトス

第貳條

愛敬学校建築其他修繕等ハ愛知川村ニ於テ之ヲ施行ス最モ該費額ハ總テ愛知川村ヨリ仕拂ヒ第三條第五條ノ外中宿村ヘ課スル事ヲ得ス

第三條

愛敬学校教育費徴収ハ中宿村ヨリ壹ヶ年金百八円五拾錢ト定ム其余ハ愛知川村之ヲ仕拂ヘシ假令幾円ノ多額ヲ費スルト雖トモ中宿村ノ承諾ヲ得サルニ非サレハ約束ノ外ハ毫モ課スル事ヲ得ス然レトモ第五條ノ場合ニ於テハ此限リニアラス

但シ此百八円五拾錢ト定ムル以前ハ今般町會改正ニ付学務委員ヨリ郡役所ヘ差出シタル原案ノ総額據リ算出シテ定メタルナリ

第四條

愛敬学校ニ使用スル所ノ諸器械及ヒ其他当校ニ係ル諸物品ハ両村聯合存在中ハ愛敬学校所有ニ属スルハ論ヲ俟スト雖トモ若シ半途ニシテ聯合ヲ破解スルトキハ当校ニ使用スル所ノ地所建物ハ勿論其他諸物品等總テ愛知川村ニ固着シ中宿村ヘハ該割ヲ課スル事ヲ得ス

第五條

中宿村ヨリ出ス所ノ金百八円五拾錢ハ今般町村會改正ニ付則学務委員ヨリ郡役所ヘ差出サレタル原案ノ額ニ據リ算出シテ約定シタルモノニ付若中宿村ノ議員ニシテ該原案ノ内譯簡目ノ額ヨリ超過ノ動議ヲ發シ之ニ可決ナルトキハ其理由ヲ問ハス超過シタル所ノ金額ハ中宿村ニ於テ第三條約定金ノ外ニ出弁スヘシ愛知川村ニ於テモ亦然リ

第六條

前條契約ハ本年七月ヨリ十八年六月迄壹ヶ年間トス

但シ両村ノ間ニ於テ不得止事故アルトキハ何時ニテモ改正

又ハ破約スル事アルヘシ

第七條

此約定期限内ニ於テ此約定書中自然更正増補ヲ要スル件アレハ両村承諾ノ上之ヲ更正増補シ日ヲ定メテ其件ヲ施行スヘシ

右盟約スル確証トシテ此約定書甲乙貳通ヲ製シ甲証ハ愛知川村乙証ハ中宿村ヘ両村戸長并ニ

学務委員

議員連署捺印シ交附致ス所相違無之候也

明治十七年十月廿四日

愛知郡愛知川村

戸長

中野利右エ門 印

学務委員

中田清治郎 印

議員

成宮弥次右エ門

中村長次郎 印

西澤徳兵衛 印

森野甲之介 印
村総代
西村和平

同郡中宿村

戸長

辰巳藤七 印

議員

高田吉兵衛 印

大橋清平 印

北岡久平 印

高田吉右エ門 印

本稿の執筆にあたり、橋本唯子氏、大木祥太郎氏、坂尾昭彦氏、小豆畑靖氏、豊満綾子氏にお世話になった。感謝したい。また、史料の閲覧で愛知川町史編さん室にはご協力頂いた。あわせて感謝したい。

(中宿の歴史を知る会会長、愛知川町史編さん委員会委員長、

愛荘町立歴史文化博物館館長)

